

No. 1 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設の設置及び 産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第 1416 号 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設の設置

名 称	J&T 環境株式会社	
位 置	横浜市鶴見区末広町 2 丁目 1 番の 8 の一部	
敷 地 面 積	13,361.18 m ²	
用 途 地 域 等	工業専用地域	
施設概要	構 造	鉄骨造
	主 要 用 途	廃棄物処理施設
	建 築 面 積	7,684.32 m ²
	延 床 面 積	8,187.99 m ²
	処 理 能 力	一般廃棄物処理施設（廃プラスチック類） ・破袋施設 1 98.16t/日 ・破袋施設 2 16.08t/日 ・破袋・選別施設 225.53t/日 ・圧縮梱包施設 229.92 t/日 ・圧縮施設 49.44 t/日
	建 築 主	名称 J&T 環境株式会社 住所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1
	運 営 主 体	名称 J&T 環境株式会社 住所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1

(内容)

本事業者は、本計画地において平成 16 年に建築基準法第 51 条の規定に基づく許可を得て、市内一般家庭から収集したプラスチック製容器包装の中間処理施設として、プラスチック製容器包装の圧縮・梱包を行っています。

今回、プラマークのついたプラスチック製容器包装に加えて、ハンガーや歯ブラシなどのプラスチック製品の中間処理を行えるよう新たに施設を設置します。

次の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業専用地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 騒音・振動・悪臭の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

議第 1417 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	横浜環境保全株式会社	
位 置	横浜市金沢区鳥浜町 2 番 22 他 3	
敷 地 面 積	2,571.04 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造
	主 要 用 途	廃棄物処理施設
	建 築 面 積	894.00 m ²
	延 床 面 積	959.68 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物処理施設（焼却処理施設） ・汚泥の焼却施設 15.27 m ³ /日 ・廃油の焼却施設 21.33 m ³ /日 ・廃プラスチック類の焼却施設 33.60 t/日 ・その他の焼却施設 74.40 t/日
	建 築 主	名称 横浜環境保全株式会社 住所 横浜市金沢区鳥浜町 2 番 22 他 3
運 営 主 体	名称 横浜環境保全株式会社 住所 横浜市金沢区鳥浜町 2 番 22 他 3	

(内容)

本事業者は、環境衛生に貢献することを目的に金沢区鳥浜町において産業廃棄物の破碎・圧縮等の処理業に携わっています。

今回の計画は本事業者の新事業として、産業廃棄物を焼却処分するための焼却処理施設を新設する計画です。

次の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 大気質・騒音・振動・悪臭の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

議第 1418 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	アイテック (株) 産業廃棄物中間処理施設	
位 置	横浜市金沢区福浦二丁目 15 番 16 及び 15 番 17	
敷 地 面 積	2,639.90 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造
	主 要 用 途	廃棄物処理施設
	建 築 面 積	1,217.03 m ²
	延 床 面 積	2,075.04 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物処理施設 (焼却処理施設) ・汚泥の焼却施設 19.68 m ³ /日 ・廃プラスチック類の焼却施設 37.44 t/日 ・その他廃棄物の焼却施設 72.00 t/日
	建 築 主	名称 アイテック株式会社 住所 大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス
運 営 主 体	名称 アイテック株式会社 住所 大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス	

(内容)

本事業者は、上下水道施設、ごみ焼却施設等環境関連施設の運転維持管理業務を主な業務とし、グループ会社は大阪府を中心に産業廃棄物等の収集運搬及び中間処理を行っています。

令和元年から金沢区福浦一丁目自社焼却処理施設を設置・稼働していますが、今回、事業拡大のため、新たに焼却処理施設を新設する計画です。

次の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 大気質・騒音・振動・悪臭の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

議第 1419 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	株式会社クリーン産業 金沢中間処理場	
位 置	横浜市金沢区福浦二丁目 18 番 7	
敷 地 面 積	1,199.42 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造
	主 要 用 途	産業廃棄物中間処理施設
	建 築 面 積	403.77 m ²
	延 床 面 積	443.04 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物処理施設（中間処理施設） ・廃プラスチック類の破碎施設 134.81 t/日 ・木くずの破碎施設 203.83 t/日 ・がれき類の破碎施設 568.48 t/日
	建 築 主	名称 株式会社クリーン産業 住所 横浜市青葉区大場町 361 番地 75
運 営 主 体	名称 株式会社クリーン産業 住所 横浜市青葉区大場町 361 番地 75	

(内容)

本事業者は、本計画地において産業廃棄物の破碎事業を行っています。

今回、破碎施設の更新及び稼働時間の延長を計画しており、本計画により建築基準法第51条の許可が必要な処理能力を超えることとなります。

次の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 騒音・振動・悪臭の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること